

政府からのお知らせ



住宅を新たに取得・増改築される方へ 税制上の支援が拡充されます

所得税(国税)

- 大震災により、所有する住宅に居住できなくなった方が、新たに住宅を取得・増改築などされた場合、当該住宅の**住宅ローン控除の借入限度額**や**控除率が引き上げられます**。
- 例えば、平成24年から新たに取得などした住宅への居住を始めた場合は、**住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1.2%**の額が、平成24年分以後10年間にわたり**所得税額から控除されます**。

居住年	住宅ローン控除の借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.0% → 1.2%
平成24年	3,000万円 → 4,000万円		1.0% → 1.2%
平成25年	2,000万円 → 3,000万円		1.0% → 1.2%

- 大震災により、住宅の滅失などでその住宅に居住できなくなった方は、
 - ①滅失などした住宅に関する住宅ローン控除
 - ②新たに取得などした住宅に関する住宅ローン控除
 を重複して適用することができます。

 **お問い合わせ先** お近くの税務署



住民税(地方税)

- 上記特例による所得税の控除しきれなかった額がある場合には、その残額分を、翌年度分の**個人住民税から減額**します。(下図参照)

個人住民税の
住宅ローン控除額 **Ⓐ**

=

前年の所得税における
住宅ローン控除可能額

-

住宅ローン控除適用前の
前年の所得税額

※上記の式で算出された控除額 **Ⓐ** が、「前年分の所得税の課税総所得金額などの5%(97,500円を限度) **Ⓑ**」を超えた場合には、控除額は **Ⓑ** の金額になります。

 **お問い合わせ先** 被災時にお住まいだった市町村



